

離婚届記入例

【届出日】
届出の日付を記入します。

離婚届

令和8年4月1日届出
上越市長殿

【住所】
離婚届出をする時の住民票の住所を記入します。離婚届出と同時に住所変更(住民異動届)をする場合は、新しい住所を記入します。

【父母の氏名・続柄】
父母が死亡、離婚していても記入します。養子になっている場合は、養父母も記入します。

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】
離婚届出により、配偶者(戸籍の筆頭者ではない方)は、夫婦の戸籍から除籍されます。右の枠内をご確認ください。

【未成年の子の氏名】
該当する欄に未成年のお子さまの氏名を記入します。

【親権に関する合意について】
※協議離婚の場合
合意確認のため必ず夫・妻両名がチェック☑を記入してください。
(合意が確認できない場合は離婚届は受理できません)

【連絡先】 日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

消せるボールペンは使用しないでください。

受理	令和 年 月 日					
第 号						
通知(送付)	令和 年 月 日					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(フリガナ)	夫	じょうえつ	たろう	妻	じょうえつ	はなこ
氏名	上越	太郎	上越	花子		
生年月日	大抵平	56年4月29日	大抵平	54年9月26日		
住所 (住民登録をしているところ)	新潟県上越市木田1丁目	新妻区	新妻区	新潟県上越市安塚区安塚		
	1番3号			722番地2		
	上越マンション 103号					
本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	新潟県上越市木田1丁目		番地	1		
筆頭者の氏名	上越 太郎					
父母及び養父母の氏名 父母との続柄	夫の父	上越 夏太	続柄	妻の父	妙高 春男	続柄
	母	高田 秋子	長男	母	冬美	二女
右記の養父母以外に養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	養父		続柄	養父		続柄
	養母	上越 民子	養子	養母		養女
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	令和 年 月 日成立	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	令和 年 月 日認諾	
	<input type="checkbox"/> 調停	令和 年 月 日成立		<input type="checkbox"/> 判決	令和 年 月 日確定	
	<input type="checkbox"/> 審判	令和 年 月 日確定				
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる		<input type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	上越 一郎		父(夫)が親権を行う子	上越 次郎	
				母(妻)が親権を行う子	上越 桃子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子					
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが印の上にするしをつけてください	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。		妻	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	
連絡先	電話	090 (XXXX) XXXX	自宅・勤務先			

(6) 同居の期間	平成26年 10月 から 令和5年 5月 まで
(7) 別居する前の住所	新潟県上越市木田1丁目 番地 3号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業または農業者その他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない世帯 <small>(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 上越 太郎 印 妻 上越 花子 印
証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	上越 夏太 印 妙高 春男 印
生年月日	昭和30年 6月 30日 昭和31年 7月 20日
住所	新潟県上越市中央1丁目 16番 722番地
本籍	新潟県上越市中央1丁目 16番 722番地

【同居の期間】
【別居する前の住所】
「同居を始めたとき」は、結婚式をあげたとき、または同居を始めたときのうち早い方を記入します。別居前の場合は、「別居したとき」や「別居する前の住所」は空欄となります。

【世帯のおもな仕事】
別居前の世帯で、一番収入が多かった人の仕事に✓をします。

【署名】
証人が自分で書いてください。押印は任意です。

【証人】
※協議離婚の場合
18歳以上の証人が2人必要です。父母、兄弟、親戚、友人など、どなたでも証人になることができます。裁判離婚のときは不要です。

【子育ての分担・親子交流】
※協議離婚の場合
未成年の子がいる場合は、あてはまるものに✓をつけてください。

【養育費の分担】
※協議離婚の場合
※未成年の子に限られません。あてはまるものに✓をつけてください。

には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の☑にあてはまるものにするしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
親子交流: 未成年の子と暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☑にあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について
 取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の福祉に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
詳しくは、各市町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】 0570-078374 【公式ホームページ】 <https://www.houterasu.or.jp>

婚姻前の氏にもどる者の本籍

- 配偶者の離婚後の氏(名字)や本籍について、以下の3つの方法から選択します。
- 婚姻前の氏に戻る
 - 婚姻前の戸籍(親など)に戻る → 戻る戸籍の本籍・筆頭者氏名を記入します。
 - 自分が筆頭者の新しい戸籍を作る → 本籍・婚姻前の氏名を記入します。
 - 婚姻時の氏のまま
 - 自分が筆頭者の新しい戸籍を作る → この欄には記入しません。別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出します。

共同親権について

子の養育に関する民法等が改正され、令和8年4月1日から施行されます。それに伴い離婚届出時の未成年の子の親権に関するルールが変更となりました。

(変更点)
○未成年の子の親権者に父母双方(共同親権)の選択が可能となりました。
→親権については父母双方または父母の一方で選択となります。

○親権者が決まっていなくても届出が可能となりました。
※ただし、親権者の指定を求める調停や審判の申立てがされている場合に限りです。